

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計		-	-	1,086,300	1,081,752	1,070,183
一般会計等 に属する 特別会計	土地区画整理特別会計	-	-	960,078	751,583	332,935
	土地区画整理事業清算特別会計	-	-	44,395	5,491	5,186
	公債償還特別会計	-	-	0	0	0
	住宅新築資金等貸付特別会計	-	-	323,057	325,043	312,396
	土地取得特別会計	-	-	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	-	-	438,349	533,848	637,839
	臨海部産業用地貸付特別会計	-	-	0	0	0
合計 (1)	-	-	2,852,179	2,697,717	2,358,539	
標準財政規模		-	-	247,694,000	245,519,536	242,214,850
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.15%)	(1.09%)	(0.97%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業 に係る特別 会計以外の 会計	国民健康保険特別会計	-	-	3,535,563	6,809,769	5,326,936
	競輪、競艇特別会計	-	-	3,413,759	2,292,295	1,547,140
	老人保健医療特別会計	-	-	223,081	1,558,463	1,514,124
	駐車場特別会計	-	-	117,601	104,995	118,588
	介護保険特別会計	-	-	2,180,124	1,269,252	749,156
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	1,113,576	357,845
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業 宅地造成 事業以外	上水道事業会計	-	-	5,794,468	5,581,303	5,016,903
	工業用水道事業会計	-	-	1,235,201	1,508,915	1,587,156
	交通事業会計	-	-	1,385,558	1,532,100	1,585,433
	病院事業会計	-	-	1,487,135	▲ 1,175,631	▲ 1,271,877
	下水道事業会計	-	-	4,449,518	3,909,426	3,431,925
法非適用企業 宅地造成 事業以外	食肉センター特別会計	-	-	87,231	82,731	83,054
	簡易水道事業会計	-	-	28,442	28,413	27,416
	中央卸売市場特別会計	-	-	97,317	133,445	137,374
	渡船特別会計	-	-	44,194	58,406	60,092
	国民宿舎特別会計	-	-	38,647	37,709	35,087
	廃棄物発電特別会計	-	-	711,561	692,975	900,750
	漁業集落排水特別会計	-	-	15,681	5,965	4,246
	港湾整備特別会計	-	-	0	0	0
	産業用地整備特別会計	-	-	0	0	0
	空港関連用地整備特別会計	-	-	99,234	109,859	108,271
学術研究都市土地区画整理特別会計	-	-	0	0	0	
合計 (2)	-	-	27,796,494	28,351,683	23,678,158	
標準財政規模		-	-	247,694,000	245,519,536	242,214,850
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(11.22%)	(11.54%)	(9.77%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	5,479,147	4,800,321	4,968,155
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	-	-	0	0	0
	姪浜土地区画整理事業特別会計	-	-	0	0	-
	筥崎土地区画整理事業特別会計	-	-	0	0	0
	伊都土地区画整理事業特別会計	-	-	0	0	0
	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	-	-	0	0	0
	公共用地先行取得事業特別会計	-	-	0	0	0
	市債管理特別会計	-	-	0	0	0
		-	-			
合計 (1)		-	-	5,479,147	4,800,321	4,968,155
標準財政規模		-	-	336,993,737	334,177,485	331,789,710
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.62%)	(1.43%)	(1.49%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	177,539	82,916
	国民健康保険事業特別会計	-	-	▲ 8,285,188	▲ 6,912,396	▲ 2,937,195
	老人保健医療特別会計	-	-	▲ 1,092,762	▲ 127,303	▲ 11,701
	介護保険事業特別会計	-	-	985,969	1,336,148	199,182
	駐車場特別会計	-	-	0	0	0
	市営競艇事業特別会計	-	-	996,777	729,401	375,182
		-	-			
	-	-				
	-	-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	病院事業会計	-	-	43,180	92,927	596,619
		下水道事業会計	-	-	1,743,956	3,522,217	3,628,664
		水道事業会計	-	-	7,929,493	7,384,207	7,225,372
		工業用水道事業会計	-	-	181,829	178,297	169,218
		高速鉄道事業会計	-	-	▲ 355,802	0	0
			-	-			
法非適用企業	宅地造成事業以外	集落排水事業特別会計	-	-	0	0	0
		中央卸売市場特別会計	-	-	0	0	9,585
		市営渡船事業特別会計	-	-	113	51	102
		-	-				
		-	-				
		-	-				
	宅地造成事業	港湾整備事業特別会計	-	-	0	0	0
		市街地再開発事業特別会計	-	-	0	0	-
			-	-			
			-	-			
合計 (2)		-	-	7,626,712	11,181,409	14,306,099	
標準財政規模		-	-	336,993,737	334,177,485	331,789,710	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(2.26%)	(3.34%)	(4.31%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	▲ 1,055,368	▲ 970,773	▲ 383,134
	土地区画整理事業	-	-	0	0	135
	住宅新築資金等貸付事業	-	-	0	0	21
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	-1,055,368	-970,773	-382,978
標準財政規模		-	-	27,218,044	27,177,047	27,630,036
実質赤字比率 (%)		-	-	3.87%	3.57%	1.38%
(黒字の比率 (%))		-	-	-	-	-

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	-	-	600,435	1,073,861	741,980
	介護保険事業	-	-	191,864	131,243	25,839
	後期高齢者医療事業	-	-	-	22,566	30,694
	老人保健医療事業	-	-	▲ 198,267	7,648	25,951
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業	-	-	706,207	570,480	496,862
		病院事業	-	-	2,291,362	2,589,913	3,105,045
		下水道事業	-	-	151,220	159,293	185,093
法非適用企業	宅地造成事業以外		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
	宅地造成事業		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	2,687,453	3,584,231	4,228,486	
標準財政規模		-	-	27,218,044	27,177,047	27,630,036	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(9.87%)	(13.18%)	(15.30%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 一般会計等に属する特別会計	一般会計	-	-	638,305	728,851	718,630
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	26,109	18,244	49,045
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	-	-	-	57,674	48,191
	ガス事業清算特別会計	-	-	-	-	0
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	664,414	804,769	815,866
標準財政規模		-	-	60,347,582	62,554,206	63,506,951
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.10%)	(1.28%)	(1.28%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	175,305	96,070	914,175
	介護保険事業特別会計	-	-	509,886	570,306	299,263
	後期高齢医療事業特別会計	-	-	-	75,917	62,367
	老人保健事業特別会計	-	-	5,012	236,226	257,318
	市営駐車場事業特別会計	-	-	3,422	3,354	3,354
	競輪事業特別会計	-	-	427,581	459,926	392,790
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業 宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	3,708,184	3,572,684	3,494,057
	ガス事業会計	-	-	2,077,937	2,595,408	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業 宅地造成事業以外	簡易水道事業	-	-	58	75	81
	下水道事業	-	-	110,800	104,162	119,778
	農業集落排水事業	-	-	21,549	26,159	24,862
	特定地域生活排水処理事業	-	-	23,523	18,576	8,414
	中央卸売市場事業	-	-	11,163	12,278	17,220
	地方卸売市場事業	-	-	6,362	5,068	7,644
		-	-	-	-	-
法非適用企業 宅地造成事業	産業団地整備事業特別会計	-	-	-	0	0
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	7,745,196	8,580,978	6,417,189
標準財政規模		-	-	60,347,582	62,554,206	63,506,951
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(12.83%)	(13.71%)	(10.10%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	7,172	8,747	9,909
	同和地区住宅資金貸付事業特別会計	-	-	373	230	373
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	7,545	8,977	10,282
標準財政規模		-	-	12,196,789	12,303,259	12,443,572
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(0.06%)	(0.07%)	(0.08%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	▲ 265,431	▲ 87,389	105,430
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	-	-	62,500	108,201	43,237
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	-	-	-	224	2,758
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	12,653	16,815
	老人保健特別会計	-	-	▲ 50,485	0	81
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	1,398,429	1,434,441	1,459,823
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	-	-	1,027	742	319
	農業集落排水事業特別会計	-	-	497	508	482
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
宅地造成事業	上頓野産業団地造成事業特別会計	-	-	0	0	0
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	1,154,082	1,478,357	1,639,227
標準財政規模		-	-	12,196,789	12,303,259	12,443,572
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(9.46%)	(12.01%)	(13.17%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



## ◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 一般会計等に属する特別会計	一般会計	-	-	608,521	838,694	1,223,292
	学校給食事業特別会計	-	-	12,362	12,260	12,164
	住宅新築資金等貸付特別会計	-	-	16,893	11,943	8,276
	汚水処理事業特別会計	-	-	353	1,207	2,915
		-	-			
		-	-			
合計(1)		-	-	638,129	864,104	1,246,647
標準財政規模		-	-	31,041,622	31,082,580	31,921,563
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	-	(2.05%)	(2.78%)	(3.90%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	345,110	755,255	451,897
	介護保険特別会計保険事業勘定	-	-	219,954	294,743	125,291
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	-	-	116	166	114
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	8,663	5,241
	老人保健特別会計	-	-	▲ 284,795	▲ 25,489	1,872
	介護サービス事業特別会計	-	-	10,452	5,420	383
	駐車場事業特別会計	-	-	113	77	0
	小型自動車競走事業特別会計	-	-	▲ 605,046	▲ 601,043	▲ 603,711
合計(2)		-	-	2,550,764	3,129,677	3,197,612
標準財政規模		-	-	31,041,622	31,082,580	31,921,563
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	-	(8.21%)	(10.06%)	(10.01%)
会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業 宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	1,674,785	1,302,481	1,373,802
	産炭地域小水系水道事業会計	-	-	4,794	4,482	2,533
	飯塚市立頼田病院事業会計	-	-	103,090	0	-
	飯塚市立病院事業会計	-	-	-	856	1,237
	下水道事業会計	-	-	443,865	519,663	592,200
		-	-			
法非適用企業 宅地造成事業以外	地方卸売市場事業特別会計	-	-	131	153	1
	農業集落排水事業特別会計	-	-	66	146	105
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法適用企業 宅地造成事業	工業用地造成事業	-	-	0	0	-
		-	-			
		-	-			
		-	-			

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

## ○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 一般会計等に属する特別会計	一般会計	-	-	175,233	319,645	379,344
	休日救急医療特別会計	-	-	22,004	19,573	42,568
	住宅新築資金等貸付特別会計	-	-	39,668	27,329	57,646
	三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	-	-	0	0	0
		-	-			
		-	-			
合計 (1)		-	-	236,905	366,547	479,558
標準財政規模		-	-	12,673,867	12,589,103	12,970,290
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.86%)	(2.91%)	(3.69%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	472,812	465,216	286,190
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	15,651	5,760
	老人保健特別会計	-	-	▲ 79,558	▲ 9,556	5,117
		-	-			
		-	-			
		-	-			

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業 宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	313,710	280,681	359,889
	病院事業会計	-	-	231,611	▲ 143,726	▲ 208,905
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成事業以外		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成事業		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
合計 (2)		-	-	1,175,480	974,813	927,609
標準財政規模		-	-	12,673,867	12,589,103	12,970,290
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(9.27%)	(7.74%)	(7.15%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	343,515	355,733	895,041
	住宅新築資金等特別会計	-	-	1,063	1,379	2,693
	公共用地先行取得等特別会計	-	-	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	344,578	357,112	897,734
標準財政規模		-	-	15,938,536	15,946,401	16,514,996
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(2.16%)	(2.23%)	(5.43%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	153,064	17,651	67,425
	老人保健特別会計	-	-	▲ 136,968	▲ 27,281	▲ 835
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	10,979	3,683
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	1,282,436	1,317,548	1,205,034
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	下水道事業特別会計	-	-	32,043	21,574	65,094
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	1,675,153	1,697,583	2,238,135
標準財政規模		-	-	15,938,536	15,946,401	16,514,996
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(10.51%)	(10.64%)	(13.55%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 に属する特別会計	一般会計	-	-	1,024,830	1,275,681	1,461,860
	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	-	-	▲ 116,110	▲ 127,705	▲ 147,492
	専用水道	-	-	7,237	0	-
	グリーンピア八女特別会計	-	-	4,746	5,666	0
	矢部診療所特別会計	-	-	887	467	1,989
		-	-			
		-	-			
合計 (1)		-	-	921,590	1,154,109	1,316,357
標準財政規模		-	-	20,925,827	20,912,421	21,285,303
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.40%)	(5.51%)	(6.18%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費特別会計	-	-	409,199	▲ 11,897	▲ 268,312
	老人保健特別会計	-	-	▲ 96,984	24,924	398
	介護保険事業費特別会計	-	-	149,553	164,266	226,859
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	30,889	8,027
		-	-			
		-	-			
		-	-			

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業 宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	796,594	768,958	835,762
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成事業以外	下水道事業費特別会計	-	-	21,062	20,101	28,499
	簡易水道事業費特別会計	-	-	20,885	22,270	17,398
	農業集落排水事業特別会計	-	-	565	680	1,540
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成事業		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
合計 (2)		-	-	2,222,464	2,174,300	2,166,528
標準財政規模		-	-	20,925,827	20,912,421	21,285,303
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(10.62%)	(10.39%)	(10.17%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	379,281	801,627	562,611
	住宅新築資金等貸付特別会計	-	-	▲ 79,856	▲ 83,052	▲ 64,697
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	299,425	718,575	497,914
標準財政規模		-	-	9,470,638	9,447,903	9,621,783
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.16%)	(7.60%)	(5.17%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	▲ 41,996	36,451	101,174
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	-	-	97,809	124,133	23,558
	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	-	-	170	5,456	6,385
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	7,080	18,824
	老人保健特別会計	-	-	▲ 35,998	11,582	9,087
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	1,267,385	1,534,760	1,608,317
		病院事業会計	-	-	2,737,889	2,612,185	2,723,813
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	-	-	101,371	12,692	9,301
			-	-	-	-	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	4,426,055	5,062,914	4,998,373	
標準財政規模		-	-	9,470,638	9,447,903	9,621,783	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(46.73%)	(53.58%)	(51.94%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	78,638	81,315	197,769
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	78,638	81,315	197,769
標準財政規模		-	-	7,658,480	7,654,059	7,849,900
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.02%)	(1.06%)	(2.51%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	-	-	6,322	43,480	59,481
	介護保険事業	-	-	23,690	57,040	60,550
	後期高齢者医療事業	-	-	-	2,054	2,010
	老人保健医療事業	-	-	▲ 73,398	▲ 3,359	6,128
	介護サービス事業	-	-	0	0	0
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業	-	-	1,070,305	1,145,068	1,162,183
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業	-	-	26	72	45
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	1,105,583	1,325,670	1,488,166	
標準財政規模		-	-	7,658,480	7,654,059	7,849,900	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(14.43%)	(17.31%)	(18.95%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	129,134	157,770	151,911
	住宅新築資金等貸付事業会計	-	-	31,903	13,504	30,257
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	161,037	171,274	182,168
標準財政規模		-	-	12,541,176	12,526,876	12,927,599
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.28%)	(1.36%)	(1.40%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	▲ 1,098,855	▲ 1,039,415	▲ 1,278,598
	老人保健特別会計	-	-	▲ 97,569	6,603	12,454
	介護認定特別会計	-	-	-	6,218	6,041
	介護保険(保険事業勘定)会計	-	-	386,581	245,348	97,427
	介護保険(サービス事業勘定)会計	-	-	6,412	3,973	529
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	12,000	12,401
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	690,044	887,014	1,010,051
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	公共下水道事業会計	-	-	65,696	38,751	47,020
	地方卸売市場会計	-	-	1,408	911	1,209
	農業集落排水事業会計	-	-	8,330	3,568	1,258
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	123,084	336,245	91,960
標準財政規模		-	-	12,541,176	12,526,876	12,927,599
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(0.98%)	(2.68%)	(0.71%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 に属する特別会計	一般会計	-	-	115,788	137,083	143,529
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	▲ 34,104	▲ 36,400	▲ 34,382
	公共用地先行取得事業特別会計	-	-	0	0	0
	市営駐車場事業特別会計	-	-	8,042	8,540	631
	バス事業特別会計	-	-	▲ 16,769	▲ 19,824	0
		-	-	-	-	-
合 計 (1)		-	-	72,957	89,399	109,778
標準財政規模		-	-	6,642,660	6,634,679	6,820,207
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.09%)	(1.34%)	(1.60%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	365,458	455,531	439,218
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	-	6,601	9,704
	老人保健特別会計	-	-	▲ 79,034	▲ 3,768	1,623
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業 宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	101,478	110,783	144,222
	東部地区工業用水道事業会計	-	-	31,274	37,150	44,581
	公共下水道事業特別会計	-	-	-	121,613	164,235
	農業集落排水施設事業特別会計	-	-	-	6,956	12,972
		-	-	-	-	-
法非適用企業 宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	-	-	61,209	-	-
	農業集落排水施設事業特別会計	-	-	7,066	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業 宅地造成事業		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合 計 (2)		-	-	560,408	824,265	926,333
標準財政規模		-	-	6,642,660	6,634,679	6,820,207
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(8.43%)	(12.42%)	(13.58%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	692,728	650,766	637,275
	公共用地先行取得特別会計	-	-	0	0	0
	住宅新築資金等特別会計	-	-	▲ 616,258	▲ 615,738	▲ 612,820
	地域下水道事業特別会計	-	-	5,628	3,303	3,979
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	82,098	38,331	28,434
標準財政規模		-	-	9,136,893	9,112,820	9,289,423
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(0.89%)	(0.42%)	(0.30%)

  

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	特別会計国民健康保険事業	-	-	▲ 765,907	▲ 755,487	▲ 732,945
	介護保険事業特別会計	-	-	60,247	78,006	48,604
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	-	11,897	435
	老人保健事業特別会計	-	-	44,651	10,619	461
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

  

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業	-	-	1,140,187	1,266,165	1,357,555
	病院事業	-	-	178,014	43,915	37,182
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
法非適用企業	公共下水道事業	-	-	3,091	3,875	1,955
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	742,381	697,321	741,681
標準財政規模		-	-	9,136,893	9,112,820	9,289,423
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(8.12%)	(7.65%)	(7.98%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	214,536	533,933	605,680
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	8,614	9,035	9,292
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	223,150	542,968	614,972
標準財政規模		-	-	10,553,126	10,708,335	10,956,466
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(2.11%)	(5.07%)	(5.61%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	-	-	▲ 280,403	▲ 623,832	▲ 527,867
	介護保険事業(保険事業勘定)	-	-	179,279	117,335	34,436
	後期高齢者医療事業	-	-	-	15,161	15,880
	老人保健事業	-	-	▲ 70,683	▲ 6,380	6,601
	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	-	-	952	2,676	3,193
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	1,023	904	838
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	53,318	48,832	148,053
標準財政規模		-	-	10,553,126	10,708,335	10,956,466
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(0.50%)	(0.45%)	(1.35%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	844,973	579,862	569,230
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	28,143	3,702	588
	奨学資金貸与事業特別会計	-	-	0	0	0
	土地取得事業特別会計	-	-	0	0	0
		-	-			
		-	-			
合計 (1)		-	-	873,116	583,564	569,818
標準財政規模		-	-	17,413,335	17,461,026	17,447,559
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(5.01%)	(3.34%)	(3.26%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	102,097	56,778	167,120
	老人保健事業特別会計	-	-	34,067	6,684	2,528
	介護保険事業特別会計	-	-	39,047	68,315	71,922
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	-	21,439	24,671
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	-	-	0	-	-
		-	-			
	-	-				
	-	-				
	-	-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額						
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	2,073,569	2,169,088	2,172,019	
		下水道事業会計	-	-	863,909	1,095,200	1,213,265	
		-	-					
		-	-					
	法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	-	-	0	0	0
				-	-			
		-	-					
		-	-					
宅地造成事業			-	-				
			-	-				
		-	-					
		-	-					
合計 (2)		-	-	3,985,805	4,001,068	4,221,343		
標準財政規模		-	-	17,413,335	17,461,026	17,447,559		
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-		
(黒字の比率 (%))		-	-	(22.88%)	(22.91%)	(24.19%)		

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	326,307	284,147	450,533
	土地取得事業特別会計	-	-	9	9	0
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	326,316	284,156	450,533
標準財政規模		-	-	17,337,799	17,268,017	17,220,620
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.88%)	(1.64%)	(2.61%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	275,349	182,502	293,548
	介護保険事業特別会計	-	-	47,501	71,853	47,584
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	-	37,258	36,387
	老人保健医療事業特別会計	-	-	100,408	3,659	329
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	-	0
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	下水道事業会計	-	-	170,544	425,159	461,838
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	920,118	1,004,587	1,290,219
標準財政規模		-	-	17,337,799	17,268,017	17,220,620
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(5.30%)	(5.81%)	(7.49%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	452,399	458,836	446,927
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(1)		-	-	452,399	458,836	446,927
標準財政規模		-	-	17,101,357	16,915,505	16,779,329
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	-	(2.64%)	(2.71%)	(2.66%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	21,606	28,390	32,674
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	-	-	30,712	67,410	67,967
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	-	-	12,168	22,768	21,007
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	27,202	7,048
	老人保健特別会計	-	-	95	3	0
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	2,160,844	2,128,772	2,327,183
		下水道事業会計	-	-	548,317	519,409	601,119
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
	宅地造成事業		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
合計(2)		-	-	3,226,141	3,252,790	3,503,925	
標準財政規模		-	-	17,101,357	16,915,505	16,779,329	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		-	-	(18.86%)	(19.22%)	(20.88%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	798,739	542,261	1,031,060
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	5,864	5,321	10,587
	赤間駅北口整備事業特別会計	-	-	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	804,603	547,582	1,041,647
標準財政規模		-	-	18,615,430	18,832,290	18,976,052
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.32%)	(2.90%)	(5.48%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	-	-	164,730	34,557	25,828
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	-	-	4,999	4,767	1,122
	老人保健特別会計	-	-	▲ 72,437	1	0
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	24,577	27,352
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	-	-	115,530	120,579	51,066
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	-	-	2,000	3,918	2,287
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	969,306	940,992	880,433
		下水道事業会計	-	-	678,286	684,879	666,050
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	渡船事業特別会計	-	-	148	63	841
		簡易水道事業特別会計	-	-	901	922	0
		特定環境保全等下水道事業特別会計	-	-	1,980	2,115	2,391
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	2,670,046	2,364,952	2,699,017	
標準財政規模		-	-	18,615,430	18,832,290	18,976,052	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(14.34%)	(12.55%)	(14.22%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	1,089,258	696,612	895,768
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	148	723	1,213
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	1,089,406	697,335	896,981
標準財政規模		-	-	11,682,245	11,693,105	11,790,622
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(9.32%)	(5.96%)	(7.60%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	▲ 144,371	▲ 48,348	▲ 131,516
	介護保険事業特別会計	-	-	90,089	92,765	-
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	31,507	37,275
	老人保健特別会計	-	-	3,059	98,128	18,531
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	-	-	-	-	52,689
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	-	-	-	-	1,778
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	1,488,969	2,220,979	2,341,658
		下水道事業会計	-	-	1,866,727	1,961,934	694,125
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
	宅地造成事業		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	4,393,879	5,054,300	3,911,521	
標準財政規模		-	-	11,682,245	11,693,105	11,790,622	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(37.61%)	(43.22%)	(33.17%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	384,188	454,232	310,642
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	9,290	8,371	10,759
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(1)		-	-	393,478	462,603	321,401
標準財政規模		-	-	10,934,317	10,998,392	10,949,310
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	-	(3.59%)	(4.20%)	(2.93%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	118,580	101,606	407,107
	老人保健特別会計	-	-	▲ 14,198	▲ 5,514	▲ 368
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	6,411	2,662
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	-	-	92,154	101,872	127,156
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	-	-	588	452	1,702
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	1,438,169	1,483,661	1,544,168
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	-	-	15,049	16,264	37,305
	農業集落排水事業特別会計	-	-	24,061	9,920	9,039
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
合計(2)		-	-	2,067,881	2,177,275	2,450,172
標準財政規模		-	-	10,934,317	10,998,392	10,949,310
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	-	(18.91%)	(19.79%)	(22.37%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	241,418	376,619	397,527
	地域し尿処理施設事業特別会計	-	-	2,199	7,654	12,896
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	5,931	7,950	13,373
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	249,548	392,223	423,796
標準財政規模		-	-	10,866,428	11,026,909	11,251,177
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(2.29%)	(3.55%)	(3.76%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	25,659	13,010	16,557
	介護保険事業特別会計	-	-	113,635	119,936	20,737
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	-	5,661	6,354
	老人保健特別会計	-	-	▲ 8,749	20,864	1,282
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	1,642,835	1,671,859	1,507,882
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	本木簡易水道事業特別会計	-	-	1,120	1,130	716
	公共下水道事業特別会計	-	-	5,772	79,094	5,943
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	2,029,820	2,303,777	1,983,267
標準財政規模		-	-	10,866,428	11,026,909	11,251,177
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(18.67%)	(20.89%)	(17.62%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	338,727	271,318	346,606
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	14,661	14,523	15,973
	自動車学校特別会計	-	-	8,686	1,487	4,456
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	362,074	287,328	367,035
標準財政規模		-	-	8,156,669	8,348,635	8,613,253
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.43%)	(3.44%)	(4.26%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	129,148	61,313	4,288
	老人保健事業特別会計	-	-	136,343	26,388	2,968
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	-	16,224	1,876
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	38,752	53,670	56,569
	下水道事業特別会計	-	-	3,198	3,131	3,282
	農業集落排水事業特別会計	-	-	3,734	3,697	5,465
	浄化槽整備事業特別会計	-	-	3,558	4,042	14,429
	簡易水道事業特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	676,807	455,793	455,912
標準財政規模		-	-	8,156,669	8,348,635	8,613,253
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(8.29%)	(5.45%)	(5.29%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	869,337	724,860	208,082
	住宅新築資金等特別会計	-	-	5,826	3,800	6,487
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	875,163	728,660	214,569
標準財政規模		-	-	9,479,856	9,544,815	9,402,826
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(9.23%)	(7.63%)	(2.28%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	118,127	96,786	100,532
	老人保健特別会計	-	-	44,410	57,406	5,932
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	8,599	8,130
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	132,407	127,300	125,656
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	-	-	991	608	1,027
	公共下水道事業特別会計	-	-	9,339	15,116	3,544
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	1,180,437	1,034,475	459,390
標準財政規模		-	-	9,479,856	9,544,815	9,402,826
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(12.45%)	(10.83%)	(4.88%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	512,344	416,756	268,414
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	8,458	11,071	6,698
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	520,802	427,827	275,112
標準財政規模		-	-	13,632,388	13,739,136	13,499,722
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.82%)	(3.11%)	(2.03%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	▲ 56,702	▲ 167,736	▲ 172,986
	老人保健事業特別会計	-	-	▲ 47,791	63,662	49,698
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	7,799	16,188
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	-	-	167,302	141,442	67,759
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	-	-	0	0	0
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	906,976	868,687	817,817
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
宅地造成事業		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	1,490,587	1,341,681	1,053,588
標準財政規模		-	-	13,632,388	13,739,136	13,499,722
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(10.93%)	(9.76%)	(7.80%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	128,769	79,057	319,851
	住宅新築資金等貸付特別会計	-	-	▲ 43,548	▲ 26,095	▲ 17,668
	秋月キャンプ村特別会計	-	-	520	-	-
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	85,741	52,962	302,183
標準財政規模		-	-	14,235,847	14,442,166	14,707,166
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(0.60%)	(0.36%)	(2.05%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	-	-	8,163	▲ 139,840	▲ 2,911
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	-	-	553	4,950	821
	老人保健特別会計	-	-	▲ 81,328	15,786	▲ 271
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	16,200	15,686
	介護保険特別会計(事業勘定)	-	-	219,850	210,600	38,050
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	-	-	3,168	2,452	3,534
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	446,898	511,918	670,719
	工業用水道事業会計	-	-	527,310	484,594	499,347
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	簡易水道特別会計	-	-	1,819	1,864	776
	下水道事業特別会計	-	-	0	0	0
	農業集落排水事業特別会計	-	-	0	0	0
	個別排水事業特別会計	-	-	0	0	0
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	工業用地造成事業特別会計	-	-	0	0	0
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	1,212,174	1,161,486	1,527,934
標準財政規模		-	-	14,235,847	14,442,166	14,707,166
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(8.51%)	(8.04%)	(10.38%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	314,990	487,102	428,330
	住宅新築資金等貸付会計	-	-	5,002	5,029	0
	用地特別会計	-	-	88	87	88
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	320,080	492,218	428,418
標準財政規模		-	-	10,452,753	10,442,504	10,687,319
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.06%)	(4.71%)	(4.00%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	302,641	310,695	330,931
	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	-	-	114,690	137,873	95,108
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	1,266	498
	老人保健事業特別会計	-	-	▲ 56,702	▲ 5,974	657
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	-	-	2,234	3,262	5,326
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	721,334	572,741	584,774
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	-	-	7,037	6,893	6,833
	農業集落排水事業特別会計	-	-	4,049	3,616	3,802
	生活排水処理事業特別会計	-	-	6,946	5,713	6,362
	簡易水道事業特別会計	-	-	2,519	2,622	0
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	1,424,828	1,530,925	1,462,709
標準財政規模		-	-	10,452,753	10,442,504	10,687,319
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(13.63%)	(14.66%)	(13.68%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	835,543	843,603	913,626
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	6,488	14,517	7,613
	救急医療事業特別会計	-	-	-	-	58,453
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	842,031	858,120	979,692
標準財政規模		-	-	19,549,913	19,746,662	20,044,709
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.30%)	(4.34%)	(4.88%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	387,790	69,171	425,702
	老人保健医療特別会計	-	-	95,133	134,635	19,076
	介護保険事業特別会計	-	-	68,070	72,371	183,109
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	21,678	30,918
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	1,790,389	1,899,894	1,985,275
		下水道事業会計	-	-	676,833	833,874	992,374
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業等特別会計	-	-	111,898	-	-
		渡船事業特別会計	-	-	0	9,714	10,815
		漁業集落排水事業特別会計	-	-	0	0	-
		公共下水道事業特別会計	-	-	0	0	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	3,972,144	3,899,457	4,626,961	
標準財政規模		-	-	19,549,913	19,746,662	20,044,709	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(20.31%)	(19.74%)	(23.08%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)